

自民党 埼玉県議会議員

美田むねあき

み た 宗 亮

2024年
(令和6年)
夏号

県政報告



発行:埼玉県議会自由民主党議員団
美田むねあき県政事務所 三郷市采女1-91
TEL:048-951-5826
FAX:048-951-5926
URL <http://www.mita-muneaki.com/>

所属委員会 総務県民生活委員会／経済・雇用対策特別委員会(委員長)／図書室委員会



県議会6月定例会報告

～自民党議員団が提案～

不適切なヤードを規制するための条例を提案・議決

近年、県内各地でヤードと呼ばれる再生資源物を屋外で保管する施設での騒音や異臭、また火災や積み上げられた資源の崩落などが問題になっています。私たち自民党議員団は、昨年秋から不適切なヤードを規制するために調査・検討を重ね、6月定例会において「埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」を提案し全会一致で可決しました。

条例により、ヤードの設置は5年更新の許可制となり、許可申請の前には周辺住民への説明や、資源の保管場所のまわりに囲いを設けることなどが義務づけられます。また、無許可でヤードを設置した場合には1年以下の懲役または100万円以下の罰金、立ち入り検査を拒否した場合には30万円以下の罰金が科せられます。



写真はイメージであり特定の施設を示すものではありません。

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例の全文はこちらから→



ピックアップ 第77号議案

埼玉県税条例 及び 合衆国軍隊の構成員等の所有す自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収についての埼玉県税条例の臨時特例に関する条例 の一部を改正する条例

1. 専決処分年月日及び理由 地方税法等の一部改正に伴い、緊急に埼玉県税条例等の一部を改正する必要が生じたため、専決処分したものです。（専決処分年月日：令和6年3月30日）

2. 改正内容**(1) 個人県民税**

令和6年度分の個人県民税について、個人市町村民税と併せて、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、1万円の定額減税を行う。

※減収額は、全額国費（地方特例交付金）で補填される。

(2) 不動産取得税

ア 住宅及び土地を取得した場合に税率（本則4%）を3%とする特例措置について、適用期限を3年延長する。
イ 宅地及び宅地比準土地を取得した場合に課税標準を価格の2分の1とする特例措置について、適用期限を3年延長する。

■改正の概要■

【改正前】令和6年3月31日→【改正後】令和9年3月31日

ウ 宅地建物取引業者等が住宅を新築した日から6か月以内に他者に譲渡した場合に課税しない措置について、その期間の要件を6か月以内から1年以内に緩和す副寺例措置の適用期限を2年延長する。

エ 新築住宅用土土地の減税」措置について、土地取得から住宅新築までの経過年数の要件を2年から3年に緩和する特例措置の適用期限を2年延長する。

■改正の概要■

【改正前】令和6年3月31日→【改正後】令和8年3月31日

(3) 軽油取引税

特定用途に対する課税免除の特例措置（免税軽油制度）について、適用期限を3年延長する。

■改正の概要■

【改正前】令和6年3月31日→【改正後】令和9年3月31日

(4) 狩猟税

対象鳥獣捕獲員等の狩猟者登録に係る課税免除及び税率の特例措置（シカやイノシシ等の有害鳥獣の捕獲員等に対する特例措置）について、適用期限を5年延長する。

■改正の概要■

【改正前】令和6年3月31日→【改正後】令和11年3月31日

(5) 自動車税 種別割

米軍の構成員等が所有する自動車について、納税証紙による徴収から納税通知書等による徴収に変更する。

(6) その他

地方税法等の改正に伴い規定の整備を行う。

3. 施行期日

令和6年4月1日

その他の議案の一覧はこちらから→



パブリックコメントを実施(7月8日~8月7日) こども基本条例(案)の制定を目指しています。

現在、私が所属する自民党議員団 こどもまんなかプロジェクトチーム (PT) は、「県こども・若者基本条例(案)」の制定に向け準備を進めています。同条例の骨子(案)には、子ども政策に子どもたちの意見が反映される仕組みづくりや、子どもたちから意見を引き出す人材の育成・確保に取り組むことを掲げています。また、子どもが安心して過ごせる居場所づくりや、保護者への切れ目がない支援など、施策の方向性も示しています。なお、自民党議員団ではパブリックコメントを募集しています。(募集期間:7月8日~8月7日)

本条例(案)は9月定例会における提案を目指しています。

※パブリックコメントは
こちらから



埼玉県こども・若者基本条例(骨子案)の各条のポイント

◎目的(1条)、基本理念(3条)、責務・役割規定(4~9条)

※定義(2条)は省略

1条 こども・若者が有する権利を保障し、こども・若者が主体性を持って、自分らしく健やかに幸せに成長することができるとともに、保護者・養育者等も子育ち・子育てに希望や喜びを感じ、幸せに過ごすことができる社会の実現を目指すことを規定

3条 こども・若者について、個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、意見を表明する権利などのこども・若者が有する権利の保障を規定し、社会全体で子育ち・子育てを支えていくことを規定

4~9条 基本理念を踏まえ、県の責務、保護者・養育者、学校・園等、事業者、民間支援団体、県民の役割を規定

◎こども計画(10条)、体制整備(11条)、意見聴取(12条)、情報提供(13条)、理解促進(14条)

10条 計画策定段階から、こども・若者を含めた県民の多様な意見を聴取・反映。施策実施後には、実施状況を検証するとともに、その結果を議会に報告し、公表

11条 県において横断的・一体的に連携した実施体制、相談体制、関係機関及び民間支援団体等の有機的な連携等の整備

12条 施策の策定・実施・評価にあたり、こども・若者、保護者・養育者等からの意見聴取、こども・若者等の意見表明を支援する人材の育成確保

13条 こども・若者の視点に立ったわかりやすい情報提供

14条 こども・若者が自らが有する権利に関心を持ち、理解できるとともに、権利が侵害された場合の対処方法を学ぶことができることを規定など

◎安全・安心の確保(15条)、居場所づくり(16条)、心身の発達成長(17条)、主体的な学び(18条)、保護者・養育者支援(19条)

15条 こども・若者の安全・安心の確保と、犯罪、事故、性暴力、虐待、貧困、いじめ、体罰等の危害から守るために必要な施策など

16条 こども・若者のための多様な居場所づくりの推進と、居場所づくりへのこども・若者の意見表明・参画

17条 こども・若者の心身の成長・発達のための環境整備と、特に性の問題について、こども・若者の年齢・発達の程度に応じた支援を規定

18条 こども・若者の興味・関心に応じて主体的に学ぶことができる機会の確保、体験・遊びを通じた質の高い教育・保育、自然・社会・職業・文化芸術体験への参加、キャリアコンサルティング、就業機会の確保の支援等に関する必要な施策の実施

19条 保護者・養育者等への妊娠期・出産期・子育て期の各段階に応じた切れ目ない支援、雇用環境・住環境等の整備、ひとり親支援など

◎財政措置(20条)

20条 施策を推進するための財政上の措置等を講ずることを規定

埼玉県日台親善協会

由来をまなび、未来を変える
First Saitama First Taiwan

君子居必構鄉 遊必就士

会員様を募集しております

年会費 2000円

資格 埼玉県に在住、在勤の方

活動内容 台湾訪問・各界との交流、台湾各界の県内訪問・交流受入、講座開催、関連事業支援など

埼玉県日台親善協会事務局
TEL 090-5325-6671
MAIL saitama.taiwan2024@gmail.com
<https://nittaisinzen.jp/>

第4期 教育振興基本計画について

変化を正確に予測することが困難なこれからの時代においては、主体的に社会に関わり、多様な人々との交流を通じて、新たな価値を創造し、人生や社会の未来を切り拓くことのできる力が求められます。このような力を有し、社会の持続的な発展を支える担い手を育していく上で、教育の使命は極めて重要です。

この使命を果たすため、第4期計画が定められました。

さらに私たち自民党議員団が主導し、議会が以下の点を修正加筆しました。

【修正事項の概要】

①魅力ある高等学校づくりを進めるために新たな中高一貫校、国際バカロレア認定校、専門学科の新設などが具体的に明記しました。

②子供たちが将来に渡って多様な活動ができる環境に地域差が生じないよう明記。また、地域クラブ活動の担い手である指導者は質と量に確保が重要な明記しました。

③パラスポーツとデフスポーツは別大会で開催されており、聴覚障害者はパラスポーツ大会に出場できず、また県のプラチナアスリート支援事業でも両者は明確に区分していることから、記載を分けました。

シェイクアウト埼玉 ~県内一斉防災訓練~

参加者募集!



令和5年度に実施した「県内一斉防災訓練」では59万4千人もの多くの方にご参加をいただきました。今年度も大震災の教訓を再認識し、災害への備えと対応力を一層高める機会として、県議会主催のシェイクアウト訓練を実施します。シェイクアウト訓練は、短時間で、誰でも、どこにいても実施できる訓練です

1. 実施日時 令和6年8月30日(金)~9月5日(木)<防災週間>※上記期間中、ご都合のよい日時で実施してください。

2. 実施内容

- ・県民・企業・団体が各自で設定した日時でシェイクアウト訓練を実施します。
- ・併せて、災害用伝言ダイヤルの体験利用等のプラスワンの取り組みを実施します。

※シェイクアウト訓練その場で

1 まず低く DROP



2 頭を守り COVER



3 動かない HOLD ON



という安全確保行動を、いざという時にすばやく反応するための練習です。

3. 実施場所

・あなたがいるその場所で(どこでも実施可能)

4. 参加登録方法

- ・参加登録していただき、公表に同意をいただけた団体は、県議会ホームページに参加団体として掲載します。(個人名は非公表)
- ・次のいずれかの方法で参加登録をお願いします。

①電子申請サービスによる登録

②チラシ裏面の登録用紙を県議会にFAX(048-830-4921)

5. 主催 埼玉県議会

Profile

■埼玉県議会議員 美田むねあき

■昭和48年5月6日 三郷市彦成に生まれる ■ちくみ幼稚園～彦郷小学校～城北学園中・高等学校～日本大学商学部 ■あさひ銀行(現りそな銀行)日本橋支店勤務を経て、ミタルマイト工業(有) ■平成21年 三郷市議会議員(連続3期) ■令和5年 埼玉県議会議員(3期目) ■三郷高等学校PTA・後援会顧問 ■三郷親睦会リーグ会長 ■三郷市ボウリング愛好会顧問

■フェイスブック、エックス、インスタグラムでも情報発信中!→

